資料２

東京都板橋区資源環境審議会運営方針

（平成９年11月２５日　東京都板橋区資源環境審議会決定）

１　会議の公開及び出席者について

(1)会議の公開

会議は原則公開とする。なお、会長は会議の公開にあたり会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から入室人数の制限その他必要な制限を課すことができる。

(2)代理出席

代理出席は認めない。欠席した委員には事務局が資料を送付するなどして会議の状況を伝える。ただし会議が必要と認めた場合は代理のものを説明員として出席させることができる。

２　会議録等について

(1)会議録（要旨）の調製

会議録（要旨）の調製にあたっては出席した会議の構成員の了承を得る。

(2)会議録（要旨）の配付

会議録（要旨）は会議の構成員に配付する。

(3)会議録（要旨）の公開

公開した会議の会議録（要旨）は公開する。

３　中間報告について

必要と認められる場合、審議途中で中間報告を出し、それに対する区民等の意見をその後の審議に反映させる方法を採用する。

４　総会と部会の関係について

(1)総会は年１回以上開催する。

(2)会長が必要と認めた場合のほか、委員の３分の１以上の者から審議事項を示して総会の開催の請求があった場合は、会長はこれを招集する。

(3)会長は、部会長を指名するにあたっては、当該部会の委員の意見を尊重する。

５　その他

上記のほか、会議、会議録及び議事要旨の公開に関し、必要な事項は会長又は部会長が定める。